

# 第 87 回全日本学生ヨット選手権大会

## 帆走指示書

斜体で記されたこの前文は、規則ではない。

[DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する（セーリング競技規則 序文 『表記』 参照）。

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される（この帆走指示書の 12.2 および 12.3 参照）。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する（この帆走指示書の 14.7 参照）。

### 1. 競技者への通告

通告には以下の 3 種のツールを用いる。

・公式掲示板は、オンライン掲示板 Racing rules of sailing を使用し、帆走指示書の変更などの各種通告や大会文書の入手、審問予定、判決結果など審問に関わるものに使用する。



[オンライン掲示板 \(Racing rules of sailing\)](#)

・LINE オープンチャットは、ブリーフィングや開閉会式の時刻、zoom URL 案内、陸上掲揚した旗の内容、調停呼び出し、暫定成績などその他会場アナウンスの用途などに使用する。



[LINE オープンチャット](#)

・近畿北陸学生ヨット連盟公式ホームページは、各種 Google フォームの入手先に使用する。



[近畿北陸学生ヨット連盟ホームページ](#)

オンライン掲示板への掲示、LINE オープンチャット、大会本部前に設置された補助的掲示板への掲示に関して掲示物の有無、時刻の誤差などが生じた場合、オンライン掲示板への掲示

された情報を有効とする。

## 2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更はそれが発効する当日の 8:25 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、それが発効する前日の 18:00 までに掲示される。

## 3. 陸上で発する信号

- 3.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚される。
- 3.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、RRS レース信号『回答旗』中の「1分」を「60分以降」に置き換える。
- 3.3 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗の掲揚後60分以降に発せられる」ことを意味する。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。  
*[DP][NP]* 艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。
- 3.4 その日の最初のレースの予告信号予定時刻の60分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

## 4. レース日程

- 4.1 レース日程、それぞれの日のレース数と最初のレースの予告信号予定時刻は以下の通りとする。

日付	レース数		最初の予告信号予定時刻	
	470級	スナイプ級	470級	スナイプ級
11月3日(木)	3	3	9:25	9:32
11月4日(金)	3	3	9:25	9:32
11月5日(土)	3	3	9:25	9:32
11月6日(日)	2	2	9:25	9:32
合計レース数	11	11		

- 4.2 11月3日～5日は15:15を過ぎての、スナイプ級はその7分後を過ぎての予告信号は発せられない。11月6日(日)は12:00を過ぎての、スナイプ級についてはその7分後を過ぎての予告信号は発せられない。
- 4.3 レースの予定された日には8:00より大会本部前にて、レース委員会、プロテスト委員会、選手および監督・コーチによるブリーフィングを行う。
- 4.4 1日当たりのレース数は、レース進行状況により変更されることがある。計画しているレースを完了させるため、当日までの計画に対して1レースを越えない限りでレースを前倒しすることがある。

## 5. クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

クラス	クラス旗	旗色
470 級	470 旗	白地に青色の記章
スナイプ級	スナイプ旗	白地に赤色の記章

## 6. レース・エリア

【添付書 A】にレース・エリアの位置を示す。

## 7. コース

- 7.1 【添付書 B】は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、以下を掲示する：
- (a) 【添付書 B】に規定された、艇の帆走すべきコースを指示する信号の文字、および、
  - (b) 最初のレグのおおよそのコンパス方位。

## 8. マーク

- 8.1 マーク 1、2、3、4、および、これらのオフセット・マークは黄色の円筒形ブイとする。
- 8.2 オフセット・マークはオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 8.3 スタート・マークは、オレンジ旗を掲げたレース委員会信号艇とスターボード端およびポート端にあるレース委員会艇とする。
- 8.4 一方のフィニッシュ・マークは青色旗を掲げたレース委員会艇とする。他方のフィニッシュ・マークは、以下のいずれかとする：
- (a) 青色旗を掲げたレース委員会艇、または、
  - (b) オレンジ色の円筒形ブイ。
- 8.5 SI 10 に規定される「新しいマーク」は、オレンジ色の三角錐形ブイとする。

## 9. スタート

- 9.1 スタート・ラインは、レース委員会信号艇と両端のオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポールの間とする。
- 9.2 *[DP]* *[NP]* 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、【添付書 C】に規定された『スタート・エリア』を回避しなければならない。
- 9.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。

- 9.4 RRS 30.4 中の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。RRS 30.4 に定められたレース委員会による掲示は、両端のスタート・マーク上のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまで行われる。
- 9.5 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する 5 分前までに、レース委員会信号艇に音響 1 声と共にオレンジ旗を掲揚する。

## 10. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、以下のいずれかとする：

- (a) 両端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているレース委員会艇とのポールの間、または、
- (b) 一端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、他端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間。

## 12. ペナルティー方式

- 12.1 RRS 付則 P が適用される。ただし、RRS P1 中の「セール番号」を「識別番号またはセール番号」に置き換える。
- 12.2 *[SP]* の記された規則に違反した艇に、レース委員会は審問なしに標準ペナルティーを課することができる。これは RRS 63.1 および A5 を変更している。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。
- [SP]* の記された規則に対する標準ペナルティーは、レースの予定された初日の 8:00 までに掲示される。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。
- 標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a) を変更している。
- 12.3 *[SP]* または *[DP]* の記された規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則、並びに、RRS 77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

## 13. タイム・リミット、ターゲット・タイムとフィニッシュ・ウィンドウ

- 13.1 ターゲット・タイム、タイム・リミット、マーク 1 のタイム・リミット、およびフィニッシュ・ウィンドウは以下の通りとする。

クラス	ターゲット・ タイム	タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	フィニッ シュ・ ウィンドウ
470 級	45 分	70 分	25 分	15 分
スナイプ級	45 分	70 分	25 分	15 分

ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

- 13.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。
- 13.3 RRS 30 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

#### 14. 抗議、救済要求と審問再開要求

- 14.1 審問要求書の入手先は[オンライン掲示板 Racing rules of sailing](#)にて入手できる。提出先はオンライン掲示板から電子的に提出するか、紙に書かれた審問要求書を PC 事務局に提出すること。審問再開要求についても同様の手続きで提出しなければならない。これらは全て適切な時間内に提出されなければならない。なお、電子的に提出する際に誤送信をしたことに気づいた送信者は、以下のアドレスに連絡を入れること。

メールアドレス:[kinhokugakuren.biwako@gmail.com](mailto:kinhokugakuren.biwako@gmail.com)

また、レース後ペナルティーの履行は PC 事務局にある書面に直接記入して提出すること。、裁量ペナルティーの履行はオンライン掲示板「ペナルティー報告」で報告すること。

- 14.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした時刻、または、レース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した時刻、どちらか遅い方の 70 分後とする。この時刻は、[オンライン掲示板](#)に掲示される。
- 14.3 競技者に審問のことを知らせるために、抗議締切時刻後 30 分以内に[オンライン掲示板](#)に掲示される。審問は、オンライン掲示板に掲示された時刻に開始される。調停の呼び出しには[LINE オープンチャット](#)で通達する。
- 14.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、[オンライン掲示板](#)に掲示される。
- 14.5 SI 12.1 に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは[オンライン掲示板](#)に掲示される。
- 14.6 SI 12.2 に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストは抗議締切時刻後 30 分以内に[オンライン掲示板](#)に掲示される。
- 14.7 [NP] の記された規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a) を変更している。

14.8 審問の当事者による審問再開要求は、以下の時間内に提出されなければならない。

(a) 最終日以外の日に判決を通告された審問については翌日の抗議締切時刻まで。

(b) 最終日に判決を通告された審問については通告から 20 分以内。

これは RRS 66 を変更している。

14.9 審問の判決は[オンライン掲示板](#)に掲載される。最終日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内にオンライン掲示板から電子的に提出するか、紙に書かれた審問要求書を PC 事務局に提出されなければならない。これは RRS 62.2 を変更している。

## 15. *[NP]* 安全規定

15.1 乗員の 1 名が[出着艇専用の Google フォーム](#)に送信することで艇はチェックアウトまたはチェックインすることができる。チェックアウトとチェックインは、レースの行われる日の 8:00 から受け付ける。

15.2 *[SP]* 出艇しようとする艇は、出艇する前にチェックアウトしなければならない。帰着した後その日に再度出艇する前にも、チェックアウトしなければならない。

15.3 *[SP]* 帰着した艇は、帰着後速やかにチェックインしなければならない。

*[SP]* 加えて、チェックインは抗議締切時刻までに完了しなければならない。

15.4 *[SP]* レースからリタイアする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思（頭上に両腕でバツ印を作る等）により、できるだけ早くレース委員会またはプロテスト委員会に伝えなければならない。

*[SP]* 加えて、リタイアした艇は、近畿北陸学生ヨット連盟ホームページにある[Google フォーム](#)の『リタイア報告書』に記入して、提出しなければならない。

(a) 水上でリタイアした場合には抗議締切時刻までに。

(b) 陸上でリタイアした場合にはできるだけ早く。

15.5 レース委員会は、安全上必要と判断した場合：

(a) 艇が求めなくても艇を救助すること、

(b) 艇に、直ちにリタイアして支援艇・応援艇からの救助を受けるなどの指示をすること、  
ができる。

艇は(a)の救助を拒否してはならず、また、(b)の指示に従わなければならない。

この場合のレース委員会の判断の誤りは、艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS 60.1(b)を変更している。

## 16. *[NP]* *[DP]* トラッキングシステム

16.1 レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。

16.2 端末機器は、チェックアウト時に入手することができる。端末機器は、チェックイン時に「レース・オフィス」へ返却しなければならない。

## 17. 乗員表の提出

17.1 **[SP]** **[NP]** 艇は、その日のそれぞれのレースの乗員の氏名を、[近畿北陸学生ヨット連盟ホームページ](#)から入手できる「乗員表」に記入して、抗議締切時刻までに以下のアドレスに提出しなければならない。なお、ペナルティーは該当するレースに課す。

メールアドレス:[kinhokugakuren.biwako@gmail.com](mailto:kinhokugakuren.biwako@gmail.com)

## 18. 装備の交換

18.1 **[DP]** 損傷または紛失した艇体または装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換する艇は、最初の妥当な機会に、SI 18.2 に規定された方法で承認を要請しなければならない。

18.2 SI 18.1 に基づく艇による要請は、その艇の所属するチームの監督、コーチまたは競技者によって以下の方法で行われなければならない：

**[SP]** 要請をした艇は、近畿北陸学生ヨット連盟ホームページにある [Google フォーム](#) の『装備交換要請書』に記入して抗議締切時刻までに提出しなければならない。

18.3 テクニカル委員会が SI 18.1 に基づき交換を許可する場合、その交換は艇による要請の時点に遡って許可される。

## 19. 装備と計測のチェック

艇体と装備は、いつでも検査または計測されることがある。艇は、水上で検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇は、検査のために帰着後直ちに指定された場所に艇体または装備を移動することを指示されることがある。

**[DP]** **[NP]** 艇は、検査または計測を行うテクニカル委員会の指示に従わなければならない。

## 20. 運営艇

運営艇の標識旗は、以下の通りとする。

運営艇	識別旗の文字	文字色	旗色
レース委員会艇	"RC"	—	白
プロテスト委員会艇	"JURY"	白	赤
テクニカル委員会艇	"MEASURER"	青	白
救助艇	"RESCUE"	青	白
メディア艇	"MEDIA"	緑	白
VIP 艇	"VIP"	黒	白

## 21. [NP] 支援艇、応援艇と支援者

21.1 この帆走指示書の中で用いられる用語『支援艇・応援艇』は、RRS に定義された『支援者』の乗艇している『船舶』、および、その『船舶』に乗艇している『支援者』を指す。

21.2 [DP] 支援艇・応援艇は、水上にいる間：

(a) Nor 14.2 に基づき貸与された黄色の識別テープをスターボード・ポート両サイドの目立つ位置に 1 m 以上貼り付けなければならない。

(b) 艇および運営艇を妨げてはならない。

21.3 [DP] 支援艇・応援艇は、陸上において支援艇・応援艇の旗が掲揚されていない場合、

(a) 柳が崎ヨットハーバーに入港、または、同ハーバーから出港してはならない。

(b) 柳が崎ヨットハーバーに係留していた場合、係留を解いてはならない。

21.4 [DP] 支援艇・応援艇は、柳が崎ヨットハーバー内では、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。

21.5 [DP] 柳が崎ヨットハーバー内での停泊が認められていない支援艇・応援艇は、1 回あたり 15 分を超えて係留してはならない。ただし、SI 21.3 に従うために係留している場合を除く。

21.6 [DP] 【添付書 A】に示された『レース・エリア』に進入する支援艇・応援艇は、その日に進入する前に、近畿北陸学生ヨット連盟ホームページにある [Google フォーム](#) の『支援艇・応援艇出艇届』に記入しなければならない。この届けは、その日の 8:00 から受け付ける。

21.7 [DP] 帰着した支援艇は、近畿北陸学生ヨット連盟ホームページにある [Google フォーム](#) の『支援艇・応援艇帰着届』に記入しなければならない。締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了時刻後又はレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後どちらか遅い方から 60 分とする。

21.8 [DP] 支援艇・応援艇は、いずれかの艇がレース中の間、【添付書 D】に定める『艇がレースをしているエリア』の外側にいなければならない。

21.9 [DP] 支援艇・応援艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

21.10 長音 1 声と共に掲揚されたピンク色旗が掲揚されている間、支援艇・応援艇は、危険な状態にある艇に対して、可能な限りのあらゆる救助をしなければならない。この規則に従って救助している支援艇・応援艇には、SI 21.2(b)、21.3、21.4、21.5、21.8 および 21.9 は適用されない。

## 22. [DP] ごみの処分

全ての競技者および支援者はごみを湖上に捨ててはならない。支援艇・応援艇のない競技者は、メディア艇および VIP 艇を除く運営艇にごみを渡してもよい。

## 23. [DP] 無線通信

緊急の場合を除き、艇は、レース中無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。



## 24. *[DP]* 行動規範

競技者、および支援者は、主催団体、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

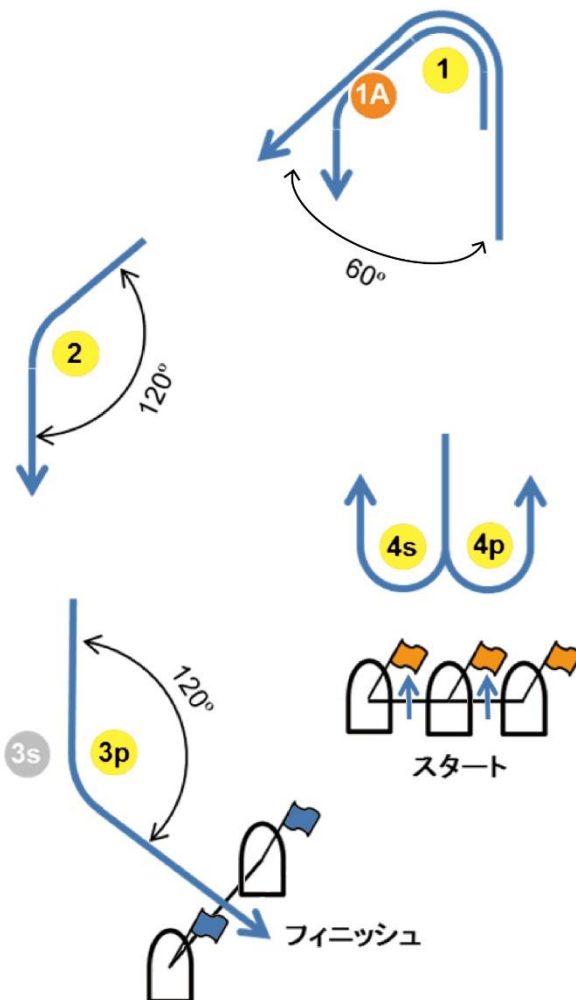
## レース・エリア (SI 6、SI 21.6)

『レース・エリア』を、以下の図に示す。(レース・エリア A および B)



## コース (SI 7)

I (インナートラペゾイド・コース、オフセット・マーク有り)

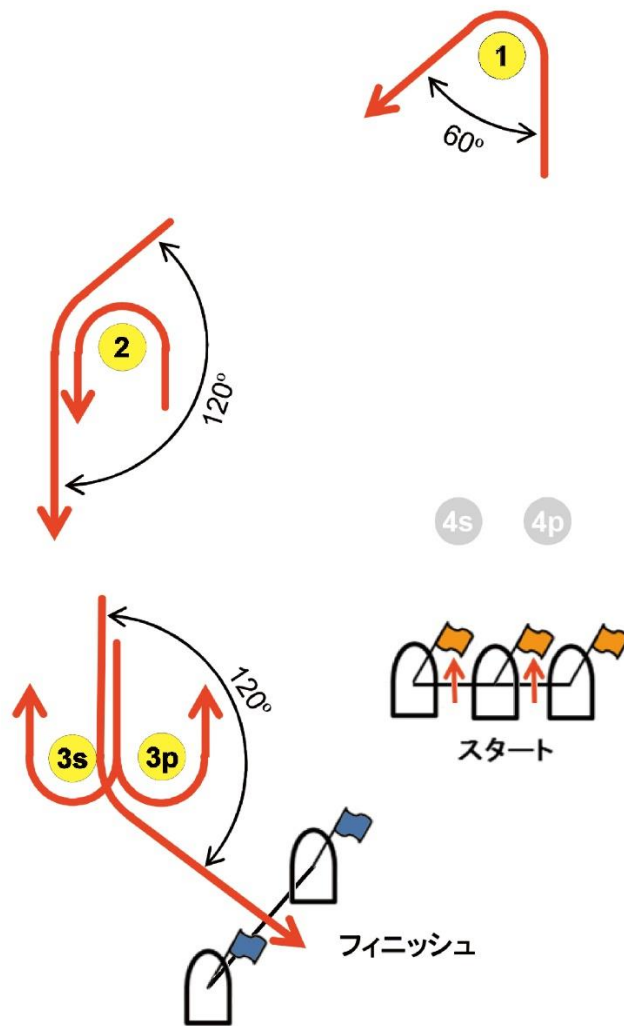


信号 マーク通過順

I2 スタート - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 2 - 3p - フィニッシュ

I3 スタート - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 2 - 3p - フィニッシュ

○ (アウトトラペズイド・コース)



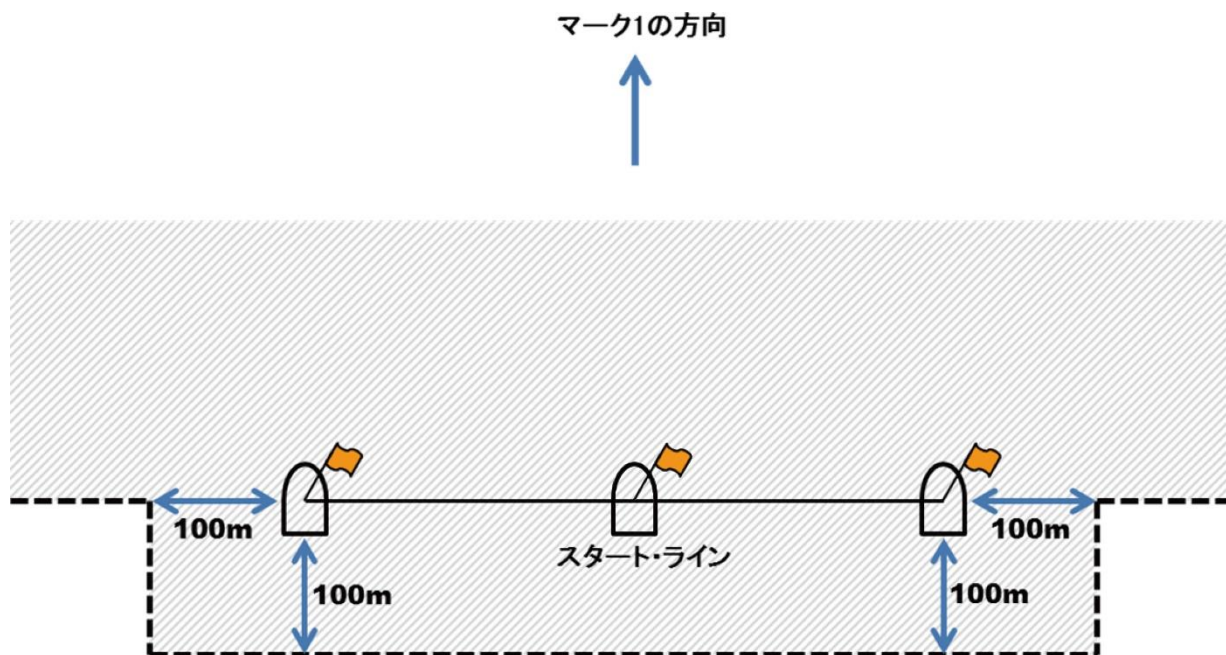
信号 マーク通過順

02 スタート - 1 - 2 - 3s/3p - 2 - 3p - フィニッシュ

03 スタート - 1 - 2 - 3s/3p - 2 - 3s/3p - 2 - 3p - フィニッシュ

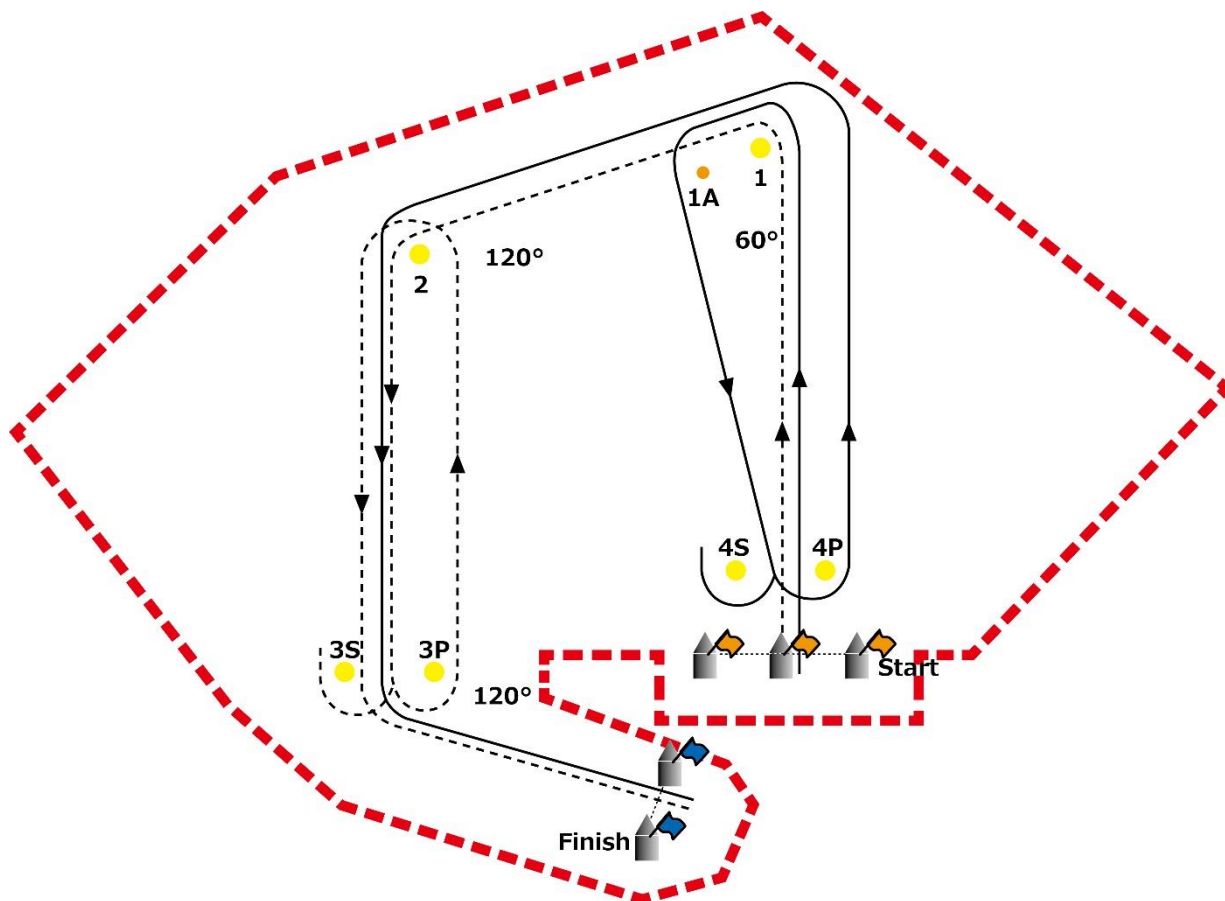
## スタート・エリア (SI 9.2)

『スタート・エリア』は、下図に示した斜線部、ならびに、スタート・ラインおよびその延長線のコース・サイドとする。



## 艇がレースをしているエリア (SI 21.8)

『艇がレースをしているエリア』は、以下の通りとする。



1. レース中の艇から 100m 以内、
2. 準備信号から、全てのレース中の艇がスタート・ラインを離れるまで、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでの間の、スタート・ラインとスタート・マークから 100m 以内、
3. レース中の艇と次のマークとの間、
4. 両方にレース中の艇がいる場合の、インナー・ループとアウター・ループの間、
5. レース中の艇が 100m 以内にいるマークから 100m 以内、および、
6. レース中の艇が 100m 以内にいる場合の、フィニッシュ・ラインとフィニッシュ・マークから 100m 以内。

支援艇・応援艇は、ここに定められたエリアの外側にいることに加えて、SI 21.9 にも従わなければならない。